

国民年金の制度のご案内

学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。学生で本人の所得が一定額以下の場合、在学期間中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』が設けられています。

国民年金保険料の追納制度

追納制度とは、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の国民年金保険料を後から納付することができる制度です。追納ができるのは、追納が承認された月の10年以内の免除猶予期間のものに限られています。すでに老齢基礎年金を受け取っている人は追納できません。

申請方法などについては、税務住民課または広島南年金事務所にお問い合わせください。

☎税務住民課保険年金グループ ☎820-5604
 広島南年金事務所 ☎253-7710

令和5年度療育手帳更新判定会を実施します

次の日程で、西部こども家庭センターによる療育手帳の更新手続きを行います。役場にて更新判定を希望される人は、予約専用ダイヤルにて判定予約を行ってください。

☎〈令和5年〉

6月13日(火)、7月11日(火)
 8月8日(火)、9月12日(火)
 10月10日(火)、11月14日(火)
 12月12日(火)

〈令和6年〉

1月9日(火)、2月13日(火)
 3月12日(火)

☎熊野町役場

☎療育手帳に次回判定日が記載されている人
 (予約は次回判定年月の3か月前から可能です)

☎療育手帳、写真(縦4cm×横3cm)1枚

※必ず判定会前までに、社会福祉課へ更新申請してください。熊野町以外の会場で判定を行う人も、事前に申請が必要です。

☎療育手帳予約専用ダイヤル(☎400-9010)で電話申込。

※受付時間・平日9:00~17:00
 (土日祝日を除く)

※予約状況によっては、希望日での予約が取れない場合があります。

☎社会福祉課 ☎820-5635

ヘルプマーク・ヘルプカードをご存じですか？

ヘルプマークは、障害、疾病、けがなどにより周囲に配慮が必要とすることを知らせるマークです。ヘルプカードは障害のある人などが、災害や緊急時、日常生活で困ったときに周囲の人に提示して支援を求めるカードです。

ヘルプマークを付けている人を見かけたとき、支援を求められた時には、配慮や手助けをお願いします。

☎障害、疾病、けがなどにより支援が必要な人で、配布を希望する人

※障害者手帳、身分証などは不要です。配布は1人につき1個です。

☎社会福祉課で配布します

☎社会福祉課 ☎820-5635



あなたの支援が必要です。	ヘルプカード	広島県
氏名	(性別)	
住所		
生年月日	年 月 日	血液型(型)
連絡先	- -	Rh + -
緊急連絡先	- -	()
障害名・病名等		
かかりつけ医療機関		
連絡先	- -	(主治医)

▲左から、ヘルプマーク、ヘルプカード(表・裏)

シルバーリハビリ体操教室情報 いつまでも自分らしく生活するためのリハビリ体操教室です
 所地域福祉会館 ☎毎週木曜13:30~14:30 ※5/11、5/25、6/8(学習室)
 所熊野東防災交流センター1・2 ☎毎週木曜10:00~11:00 ※6/8休
 所熊野西防災交流センターA ☎毎週金曜13:30~14:30
 所熊野西防災交流センターB ☎毎週火曜13:30~14:30
 所西ふれあい館C ☎毎週月曜13:30~14:30

犯罪被害者等支援条例が施行されました

令和5年4月1日から、「熊野町犯罪被害者等支援条例」が施行されました。犯罪被害に遭われた人やその遺族に対して、「犯罪被害者見舞金」を支給します。

▷支給額

傷害見舞金・10万円、遺族見舞金・30万円

○もし犯罪の被害に遭ったら

県内を中心とした関係機関や団体が行っているさまざまな支援の内容や連絡先などの情報を掲載した「犯罪被害者支援ハンドブック」を広島県ホームページでご覧いただけます。

【総合案内】

犯罪被害に遭われた人への支援に係る制度の情報提供、関係機関・団体の紹介などを行います。

☎月~金曜日 8:30~17:15

☎生活環境課 ☎820-5606

【主な連絡先】

公益社団法人広島被害者支援センター

犯罪被害者などのサポートを行っています。
 (面接相談は要予約)

☎月~土曜日 9:00~17:00

(祝日、お盆 年末年始を除く)

☎広島市中区紙屋町二丁目2番18号

☎ ☎544-1110

性被害ワンストップセンターひろしま

性被害に遭われた人が、プライバシーを守られながら安心して、電話や面接相談などの支援を受けることができます。(希望により、医療措置や心理カウンセリング、法律相談も可能)

☎24時間365日

☎ ☎298-7878



詳しくはこちらを確認してください



広島県警察

今後の対処方法についてのアドバイスや情報提供をしています。

☎月~金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15

☎警察安全相談電話 ☎228-9110または#9110

・性犯罪相談電話 ☎222-1989または#8103



「犯罪被害者支援ハンドブック」はこちらからご覧ください。
 (生活環境課)

ブロック塀などの除却および建替え費用の一部を補助します

地震によるブロック塀などの倒壊により、通行人への被害防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀などの除却および建替えの実施に要する費用の一部を補助します。

▷補助対象ブロック塀(以下の条件をすべて満たすこと)

- ①緊急輸送道路、通学路、避難路に面するもの
- ②道路面からの高さが0.8m以上のもの(擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.8m以上のものに限る)
- ③ブロック塀にひび割れ、破損、傾き、ぐらつきなどがあり安全性が確認できないもの
- ④建築基準法の規定に違反していないもの
- ⑤その他町長が適当と認めるもの

▷補助金額

- ①除却費用の2/3(上限15万円)
- ②除却後の軽量フェンスなどの新設費用の2/3(上限15万円)

▷申請期間

6月1日(木)から予算が無くなるまで

▷備考

補助事業を実施し、令和6年2月末日までに実績報告を完了すること。

☎申請窓口(都市整備課)で事前相談を行った後、申請をしてください。(先着順)

☎都市整備課 ☎820-5608

